

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時58分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 では、3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、村上誠一君、10番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第1号、番号1について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて失礼いたします。

議案第1号、番号1について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第1号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字北原2829番、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,352平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市の方。譲受人は渋川市の方。転用目的は、店舗兼宅地用地。施設等は兼用住宅、音楽教室でございます。90.67平米。転用理由、譲受人は現在居住している住宅が手狭となったことから、新たに住宅を建築したい。また、歌のレッスンを行っているが、前橋市や吉岡町で店舗棟を借りて行っているため、自宅で音楽教室を開きたいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地です。また、宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第1号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

ただいま事務局長のほうから説明がありました議案第1号、番号1の件につきまして、地元委員として補足説明を少しさせていただきます。

場所が非常に説明しづらいのですが、20区と前橋の池端との境で、11区が一番北側になります。どっちかというが高崎渋川線の池端のほっともつというお店があり、そこから西側に直線で200メートルぐらいのところにあります。現地は西側に住宅、南側が村の市民農園になっています。北側、東側には村道が走っております。側溝もついております。汚水は合併槽処理で、雨水は自然浸透だと思われまます。地元としては、農地は隣接というか、市民農園だけでございまして、東側が前橋の農地になっておりますが、榛東村としての地元としては問題ないと思われまます。許可相当と思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

12番、職務代理の小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

今回の案件、宅地開発案件になっておりますので、特に関係するところがあれば事務局のほうから報告等をお願いしたいと思ひます。

議長 事務局長。

事業局長 産業振興課といたしましては、今地元委員から場所的には問題ないということで、開発により周辺農地の営農に支障を来すことのないようしてくださいという指示でございます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第1号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第1号、番号2について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第1号、番号2について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第1号、番号2、図面番号2。農地の所在は、大字新井字下新井3306番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は383平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方。譲受人は新井の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅105.99平米。転用理由、譲受人は現在村内のアパートに居住しているが、生活基盤となる自己用住宅の建築を考え適地を探していたところ、申請地を紹介され、譲渡人の了承が得られたため、住宅を建築したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地です。

以上で、議案第1号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

ただいまの議案第1号、番号2ですが、事務局長の説明に補足させていただきます。

場所は10区コミュニティーセンターと県道新井下室田線を結ぶ村道の中間地点、県道から約200メートルの北側になります。

資料としては5ページから7ページ。

現地は、南側は村道、西側は住宅、北側は現地確認のときは道路と説明しましたが、用悪水路です。東側は地目は畑ですが、現況宅地、住宅地となっております。隣接する農地がないことと、計画では下水は公共下水、雨水については図面にはありませんが、浸透枡で場内処理ということで、地元委員としては問題ないかと思えます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号2は、議案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第1号、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第1号、番号3について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第1号、番号3について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第1号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字宮室707番1ほか1筆、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は合計1,227平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は山子田の方。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅52.99平米が4棟でございます。転用理由、申請地は日当たりもよく、高崎、前橋の通勤圏で交通の便もよいため、分譲に適していると考え、譲渡人に相談したところ承諾が得られたため、建売分譲住宅として利用したい。また、譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地です。また、宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第1号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員6番、金井強君。

真下委員 推進委員6番、金井でございます。

先ほど事務局長より説明があったとおりですが、地元委員として補足させていただきます。

権利種別は所有権移転売買で、申請目的は分譲住宅用地としての申請でございます。付近の状況を申し上げますと、資料のほうは8ページから10ページです。

8ページの地図をご覧くださいますと、県道箕郷渋川線の八ノ海道の信号を東のほうに1,000メートルちょっと下ったところ、右手には群馬県央水道、左手には宮昌寺という交差点を斜め左に新井の十二沢のほうに向かった少し入ったところの右側でございます。付近の状況を申し上げますと、東側は住宅、一部が畑、北、西側は公道、南側は二項道路を挟み、住宅、墓地というような現地の状況でございます。

10ページをご覧くださいますと、分譲計画については、排水については汚水、雑排水は公共下水ですね。北側の道路の下水に流すと。雨水は側溝排水及び自然浸透であり、また境界については擁壁を施し、隣接地には影響はないと思われま。なお、譲渡人は高齢独り暮らしで、農業後継者もおりません。今まで農地管理をしてまいりましたが、今後継続が難しいということで、今回の譲渡となりました。私としては問題はございませんので、許可相当と思われま。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

こちらの案件も宅地開発案件ということでございますので、関係するところがあれば報告のほうをお願いしたいと思います。

議長 事務局長。

事務局長 こちらについても産業振興課といたしましては、開発により周辺農地の営農に支障を来すことのないようしてくださいという指示を出しております。

以上です。

議長 ほかにはございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号3は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第1号、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで、少し時間は早いのですが、全ての議案は審議されましたので、暫時休憩いたします。

開始は10時30分からとします。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時30分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時30分)